

特別障害者手当の支給

次の要件を満たし、嘱託医が特別障害者（児）と認める方に、特別障害者手当などが支給されます。

【特別障害者手当】

■対象者 法律で定める程度の状態であり、日常生活において常時介護を必要とする20歳以上の者

■支給要件

- 自宅で療養していること
- 施設に入所、または入院していないこと
- 所得が限度額を超えていないこと

■支給額

月額2万6340円

【障害児福祉手当】

■対象者 法律で定める程度の状態であり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の者

■支給要件

- 障害年金等を受けていないこと
- 施設に入所していないこと
- 所得が限度額を超えていないこと

■支給額

月額1万4330円

【問合せ】

○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課
福祉係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

海区漁業調整委員会委員 選挙人名簿への記載申請

毎年9月1日現在で、愛媛

海区漁業調整委員会委員選挙

人名簿を作成しています。

漁業者の皆さんは、もれなく

記載申請をしてください。

■掲載資格者

西条市に住所があり、平成

3年12月6日以前に生まれた

方で、1年に90日以上、漁業

を営む方または漁業に従事し

ている方。

■申請期限 9月5日(月)

■申請方法 提出先にある申

請書に必要事項を記入して、

提出してください。

■提出先

○ひうち・西条市・壬生川・

河原津の各漁業協同組合

○市庁舎別館

市選挙管理委員会事務局

TEL0897-52-1263

○東予総合支所

市選挙管理委員会東予分室

高齢の方がいる世帯などへ 救急医療情報キットを交付します

市では救急車が出動した際に、救急隊員や病院が迅速な救急救命活動を行えるよう、必要な情報（持病、かかりつけ病院、常服薬、緊急連絡先など）をまとめて容器で保管する救急医療情報キットを8月から無償で交付いたします。

高齢者や障害者がいる世帯等で救急医療情報キットをご希望される方はぜひお申し込みください。

対象 次のいずれかに該当する世帯の方

- 65歳以上の高齢者がいる世帯
- 障害の認定を受けている者がいる世帯
- 民生委員等が必要と認め推薦する世帯

交付物品

救急医療情報キット一式
（保管容器・救急医療情報用紙・明示シール）

使用方法

- ①情報用紙（A4版）へ必要事項を記入し、容器（径6cm長さ20cmの筒状）へ収め、自宅の冷蔵庫に保管する。
- ②玄関ドアの内側と冷蔵庫へ専用シールを貼り、キットの存在を救急隊員に知らせる。

申込先

- 市庁舎別館高齢介護課
長寿・いきがい対策係 TEL0897-52-1292
- 各総合支所市民福祉課
福祉係（東予）、市民福祉係（丹原・小松）

障害年金の加算範囲が 拡大されました

平成23年4月から、障害年金の受給開始後に、婚姻や出生などによって生計を同じくする配偶者や子（18歳未満または1・2級の障害の状態にある20歳未満の子）ができた場合にも、届け出によって加算が支給されるようになりました。

■問合せ

○新居浜年金事務所
お客様相談室

TEL0897-35-1445

児童扶養手当の対象が 拡大されました

平成23年4月から、児童扶養手当額と障害基礎年金の子の加算額を児童ごとに比較して、有利な方を受けられるようになりました。

有利な方を受けられるためには

○市庁舎本館市民生活課
年金係

TEL0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課

市民保険係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

手続きが必要です。
平成23年4月分からの児童扶養手当を受けるためには、平成23年9月15日(木)までに申請が必要となりますので、担当課までご相談ください。
それ以降の申請は、申請月の翌月分からの受給開始になります。

■問合せ

○市庁舎別館女性児童福祉課
子育て支援係

TEL0897-52-1337

○各総合支所市民福祉課

福祉係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）